

社会福祉法人長富会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長富会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条規定等に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員の選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(報酬等の算定及び支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(適用除外)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定を適用しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席 無 報 酬

(2) 評議員

評議員会等への出席 日額 12,000円 以内

(3) 理 事

理事会等への出席 無 報 酬

(4) 監 事

監事監査等への出席 無 報 酬
